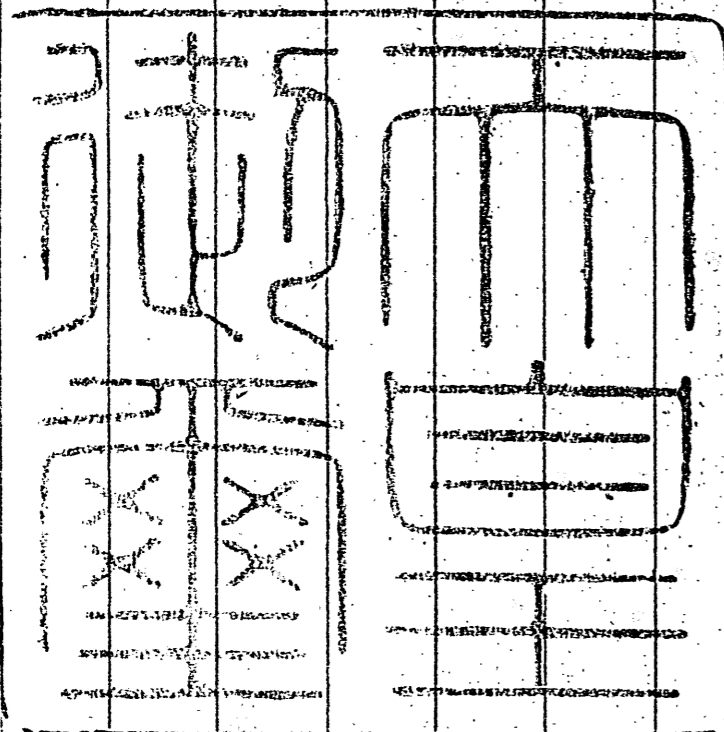


總大司

勅令第五百九十一號

朕は昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基き持株会社整理委員會令の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



總大司

昭和二十一年十二月三日

内閣總理大臣 青田 茂

司法大臣 木村篤太郎

大藏大臣 石橋湛山

大藏省

勅令第五百九十二号

持株会社整理委員会令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「(以下持株會社ト稱ス)の下に」及個人(以下指定者ト稱ス)を加え、「處分シ以テ」を「處分スル等ニ依リ」に改め、「持株會社ノ整理ヲ促進」の下に「シ及指定者ヲ企業支配力ヲ分散」を加える。

第九條第一項第一號及第二號中「持株會社」の下に「及指定者」を加え、同項中第四號を削り、第五號を第四號とし、第六號を第五號とし、同項左の三號を加える。

六 第十九條ノ二ノ規定ニ依リ指定者ガ其ノ財産ニ關シ權利ノ移轉ヲ生スベキ行爲ヲ爲スニ付承認ヲ爲スコト

七 第十九條ノ三又ハ第十九條ノ四ノ規定ニ依リ指定者ガ會社ノ役員へ取締役、監査役其ノ他之ニ準ズベキ者ヲ謂フ以下同ジ

總大司

對前二項...  
 十...  
 六...  
 二...  
 三...  
 四...  
 五...  
 六...  
 七...  
 八...  
 九...  
 十...

大藏省

二就任シ又ハ留任スルニ付承認ヲ爲スコト  
 八 前各號ノ業務ニ附帶スル業務ヲ行フコト  
 同條第二項中「前項第一號乃至第四號ニ掲グル」を「前項第一號  
 乃至第三號及第八號ニ規定スル持株會社ニ關スル」に改める。  
 第十條 ~~本條~~の二項を加える。  
 整理委員會ハ指定者ノ企業支配力ヲ分散スル爲必要アリト認ムル  
 トキハ指定者ニ對シ其ノ所有スル證券其ノ他ノ財産ヲ整理委員會  
 ニ譲渡スベキコトヲ指示スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依ル整理委員會ノ指示ニ依リテ爲ス證券其ノ他ノ  
 財産ノ譲渡ハ法令ノ定款又ハ契約ニ拘ラズ之ヲ爲スコトヲ得  
 第十一條第一項中「持株會社」の下に「又ハ指定者」を加へ、「持  
 株會社ニ對シ」を「譲渡人ニ對シ」に改める。  
 第十一條ノ二 第十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ整理委員會ガ



總大司

第一條ノ二 指定者ハ會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得  
 ザル事由ニ因リ整理委員會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ  
 ズ  
 第十九條ノ二 指定者ガ其ノ所有スル動産、不動産、有價證券其ノ  
 他ノ財産ヲ付賣却、贈與其ノ他權利ノ移轉ヲ生ズベキ行爲ヲ爲サ  
 ントスルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外整理委員會ノ承  
 認ヲ受クベシ  
 第十九條ノ三 指定者ハ會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得  
 ザル事由ニ因リ整理委員會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ  
 ズ

大藏省

讓渡スベキコトヲ指示シタル證券其ノ他ノ財産ノ上ニ存スル擔保  
 權ハ當該指示ニ從ヒ當該財産ノ讓渡アリタル時ニ消滅ス此ノ場合  
 于於テハ當該擔保權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該財産ノ受領證  
 書及當該財産ノ對價ノ辨濟トシテ交付セラルル國債並ニ當該財産  
 ヲリ生ズル收益ノ上ニ其ノ權利ヲ行フコトヲ得  
 第十四條中「持株會社」を「當該財産ノ讓渡人」に改める  
 第十九條ノ二 指定者ガ其ノ所有スル動産、不動産、有價證券其ノ  
 他ノ財産ヲ付賣却、贈與其ノ他權利ノ移轉ヲ生ズベキ行爲ヲ爲サ  
 ントスルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外整理委員會ノ承  
 認ヲ受クベシ  
 第十九條ノ三 指定者ハ會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得  
 ザル事由ニ因リ整理委員會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ  
 ズ



總大司

五、華文の書一、如...  
 六、華文の書一、如...  
 七、華文の書一、如...  
 八、華文の書一、如...  
 九、華文の書一、如...  
 十、華文の書一、如...  
 十一、華文の書一、如...  
 十二、華文の書一、如...  
 十三、華文の書一、如...  
 十四、華文の書一、如...  
 十五、華文の書一、如...  
 十六、華文の書一、如...  
 十七、華文の書一、如...  
 十八、華文の書一、如...  
 十九、華文の書一、如...  
 二十、華文の書一、如...

大藏省

第三十三條中「虚偽ノ報告ヲ爲タルトキハ」の下に「行爲者タル」を加える。  
 第三十四條中「違反アリタル場合ニ於テハ」の下に「行爲者タル」を加える。  
 第三十四條ノ二 第十九條ノ二乃至第十九條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十五條中「若ハ虚偽ノ報告ヲ爲タルトキハ」の下に「行爲者タル」を加える。  
 第四十三條中「第一條第一項ノ規定ニ依ル」の下に「會社又ハ個人ノ」を加える。  
 附則  
 この勅令は、公布の日から、これを施行する。